

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ユアテック			コード	1934
提出日	2025/5/29	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	嘉藤明美	社外取締役	○													○	有
2	玉井忠幸	社外取締役	○										○			新任	有
3	柴田千春	社外取締役	○												○	新任	有
4	小野浩一	社外取締役	○	●								△				訂正・変更	有
5	高浦康有	社外取締役	○										○			訂正・変更	有
6	八島徳子	社外取締役	○							△							有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		嘉藤氏は、食品の製造・販売を展開する株式会社鐘崎の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
2	玉井氏は、株式会社宮城テレビ放送の取締役社長であり、当社と同社との間には、工事請負契約や広告宣伝等に係る取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同社の売上高の0.1%未満であります。	玉井氏は、放送事業を営む株式会社宮城テレビ放送の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
3		柴田氏は、ビルメンテナンス業および介護福祉事業を営む第一商事株式会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
4	小野氏は、2001年7月まで当社の主要株主である東北電力株式会社の業務執行者（使用人）でありましたが、同社を退社してから20年以上経過しております。 また、現在当社の業務執行者（使用人）である者の親族であります。	小野氏は、法律の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
5	高浦氏は、東北大学大学院経済学研究科准教授であり、当社と同大学法人との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.1%未満であります。	高浦氏は、大学准教授および経営・経済学の専門家としての豊富な経験や卓越した見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
6	八島氏は、2014年6月まで新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の業務執行者（使用人）であり、同監査法人は、当社の会計監査人であります。	八島氏は、会計・税務の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

【社外取締役の独立性判断基準】 当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所ので定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。社外取締役の選任にあたっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかるかどうかを重視しております。また、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した見識をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視しております。 【当社における社外取締役の独立性判断要件】 当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役としております。 ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者 ②当社の主要な取引先またはその業務執行者 ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） ④最近において上記①、②または③に掲げる者に該当していた者 ⑤次のaからdまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者 a. 上記①から⑤までに掲げる者 b. 当社の子会社の業務執行者 c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役 d. 最近において前b、cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。